

桂川町広告掲載要綱

告示第 104 号

平成19年10月15日

桂川町要綱第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する町資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 町の広報印刷物
 - イ 町の財産
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類・規格等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類・規格及び掲載位置等は、別途定める。

(広告募集方法等)

第 6 条 広告募集方法、広告掲載料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、別途定める。

(審査機関)

第 7 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、桂川町広告審査委員会 (以下「審査会」という。) を設ける。

2 審査会の委員長は町長を、委員は副町長、総務課長、健康づくり課長、産業振興課長、企画財政課長、学校教育課長、社会教育課長をもって充てる。

3 委員長は第 2 項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 8 条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたとときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。

桂川町広告掲載要綱第6条関係

【広告掲載料金等一覧表】

広告掲載場所	面積	広告料	備考
福祉バス 側面（1箇所）	0.8 m ² (0.4m × 2m)	4,000 円 / 月	1 契約は、最長 1 年とする
福祉バス 後面（1箇所）	0.4 m ² (0.4m × 1m)	2,000 円 / 月	1 契約は、最長 1 年とする。

契約は、掲載期間が1月に満たない場合は、日割とする。

広告掲載料金は、前納とする。

契約期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

【選定方法】

申込みの受付は随時行い、選定することとし、申込者の希望する掲載場所が、契約中の場合は、その契約満了日1月前に、掲載希望者による抽選とする。